

報 告 第 1 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成26年度新居浜市一般会計補正予算（第10号）

写

専決第6号

処 分 書

平成26年度 新居浜市一般会計補正予算(第10号)について

平成26年度新居浜市一般会計補正予算(第10号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

平成26年度 新居浜市一般会計補正予算(第10号)

平成26年度新居浜市一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,126,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,243,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		18,370,856	500,000	18,870,856
	1. 市民税	7,230,846	500,000	7,730,846
4. 配当割交付金		22,000	91,119	113,119
	1. 配当割交付金	22,000	91,119	113,119
6. 地方消費税交付金		1,270,000	59,431	1,329,431
	1. 地方消費税交付金	1,270,000	59,431	1,329,431
10. 地方交付税		5,981,676	196,790	6,178,466
	1. 地方交付税	5,981,676	196,790	6,178,466
14. 国庫支出金		7,038,590	12,371	7,050,961
	2. 国庫補助金	1,889,043	12,371	1,901,414
16. 財産収入		45,478	266,803	312,281
	2. 財産売払収入	27,188	266,803	293,991
18. 繰入金		2,969,863	65	2,969,928
	1. 基金繰入金	2,969,863	65	2,969,928
歳入合計		48,116,711	1,126,579	49,243,290

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,608,147	1,126,579	5,734,726
	1. 総務管理費	3,736,972	1,126,579	4,863,551
歳 出 合 計		48,116,711	1,126,579	49,243,290

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円